

国産飼料増産対策事業実施要領

16生畜第4390号
平成17年4月1日
農林水産省生産局長通知

改正	平成18年4月5日	17生畜第3158号
改正	平成18年5月30日	17生畜第3158号
改正	平成20年4月1日	19生畜第2448号
改正	平成21年4月1日	20生畜第1989号
改正	平成22年4月1日	21生畜第2063号
改正	平成23年4月1日	22生畜第2472号
改正	平成23年8月31日	23生畜第4304号
改正	平成24年4月6日	23生畜第2728号
改正	平成25年5月16日	25生畜第283号
改正	平成26年4月1日	25生畜第2179号
改正	平成27年4月9日	26生畜第2024号
改正	平成27年9月30日	27生畜第1823号
改正	平成28年4月1日	27生畜第1923号
改正	平成29年3月31日	28生畜第1582号
最終改正	平成30年4月1日	29生畜第2312号

第1 趣旨

国産飼料増産対策事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たっては、国産飼料増産対策事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生畜第4388号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の細目及び具体的な手続等

実施要綱第3に定める各事業の具体的な内容及び実施要綱第4の農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める各事業の具体的な事業実施手続等については、次のとおりとする。

- 1 飼料生産組織機能高度化
別紙1のとおりとする。
- 2 高栄養粗飼料増産対策
別紙2のとおりとする。
- 3 肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型
別紙3のとおりとする。

- 4 国産濃厚飼料生産利用推進（生産・利用体制構築）
別紙4のとおりとする。

第3 他の施策との関連

1 環境と調和のとれた農業生産活動

事業実施主体は、本事業の受益者となる農業者から、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づく点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

2 配合飼料価格安定制度の安定的な運営の確保

本事業の受益者のうち配合飼料を購入している畜産農家等は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び毎年度行われる数量契約の締結を継続するものとする。

3 本事業により施設等を整備する場合にあっては、天災等による被災した際に円滑な施設等の補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度、損害補償保険（天災等に対する保証を必須とする。）及び動産総合保険等の保険（盗難保障を必須とする。）への積極的な加入に努めるものとする。

4 重複助成の禁止

本事業の事業実施主体は同一年度に本事業の助成対象経費について、国又は独立行政法人が助成する他の事業による助成を受けることができないものとする。

第4 不正行為に対する措置

生産局長及び地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、事業実施主体が本事業の実施に関して不正な行為又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正又はその疑いの行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。

第5 その他

1 本事業を実施する場合には、生産局長又は地方農政局長は、この要領に定めるもののほか、事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。

2 本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、農林水産省生産局畜産部飼料課長が別に定めるものとする。

第6 農業法人等の要件

事業実施主体が農業法人であって常時雇用が5人以上の個人経営体の場合は、原則と

して雇用保険、労働者災害保険に加入させることとする。

附 則（平成 23 年 8 月 31 日付け 23 生畜第 4304 号）

- 1 国産粗飼料増産対策事業実施要領の一部改正について（平成 21 年 4 月 2 日付け 20 生畜第 1989 号農林水産省生産局長通知）による改正前の本要領に基づき平成 20 年度までに採択した飼料用国産稲わら確保及び水田裏利用飼料生産供給推進の事業については、なお従前の例による。
- 2 国産粗飼料増産対策事業実施要領の一部改正について（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2063 号農林水産省生産局長通知）による改正前の本要領に基づき平成 21 年度までに採択した稲発酵粗飼料給与確立及び国産粗飼料増産推進の事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 5 月 16 日付け生畜第 283 号）

この改正は平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日付け畜生第 2179 号）

- 1 この改正は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国産粗飼料増産対策事業実施要領の一部改正について（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生畜第 2179 号農林水産省生産局長通知）による改正前の本要領に基づき平成 25 年度までに採択したハイグレード稲発酵粗飼料利活用推進及び国産粗飼料増産推進の事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 生畜第 2024 号）

- 1 この改正は平成 27 年 4 月 9 日から施行する。
- 2 平成 26 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 9 月 30 日付け 27 畜生第 1823 号）

この改正は平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生畜第 1923 号）

- 1 この改正は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 生畜第 1582 号）

- 1 この改正は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日付け 29 生畜第 2312 号）

- 1 この改正は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別紙 1

飼料生産組織機能高度化

第 1 取組の内容

- 1 国産飼料増産対策事業実施要綱(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4388 号農林水産事務次官依命通知) (以下「実施要綱」という。) 別表の区分欄の 1 に定める本事業は、コントラクター及び TMR センター (以下「飼料生産組織」という。) が地域の国産粗飼料の生産・確保を主体的に担う組織として組織機能の高度化を図るための取組を支援するものとする。
- 2 実施要綱別表区分欄の 1 の事業内容に対する具体的な取組内容及び助成対象は別表のとおりとする。

第 2 事業の要件

事業実施主体は、別記「飼料生産組織の機能高度化のガイドライン」に則した取組を実施するため、別紙様式の「飼料生産機能高度化プログラム」(以下「高度化プログラム」という。)を作成し、その目標達成に向け取り組むものとする。

第 3 事業実施主体

- 1 実施要綱第 2 の 1 の生産局長が別に定める者は、次の (1) から (12) までのいずれかに該当する飼料生産組織等とする。
 - (1) 農業協同組合及び農業協同組合連合会
 - (2) 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)
 - (3) 土地改良区
 - (4) 農事組合法人(農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に定める農事組合法人をいう。以下同じ。)
 - (5) 農事組合法人以外の農地保有適格法人(農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。)
 - (6) 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。)
 - (7) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの。
 - (8) 農業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 575 条第 1 項に規定する持分会社(以下「持分会社」という。)であって、次の①に加え②又は③の要件に適合するもの。
 - ① 農業を主たる事業として営んでいること。
 - ② 株式会社にあっては、株主の総数が 50 人以下であり、公開会社(会社法第 2

条第5号に規定する公開会社をいう。)でないこと、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること。

③ 持分会社にあっては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めること。

(9) 農業を営む個人が構成員となっている団体であつて、次に掲げる全ての要件に適合し、かつ、3戸以上の農業者で構成されるもの。

① 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること。

② その規約が次に掲げる事項の全てに該当していること。

ア 畜産経営の生産性の向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること。

イ 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。

ウ 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

エ 共同利用機械等の利用方法が公平を欠くものでないこと。

オ 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

③ (4)、(5)又は(8)に掲げる法人となることが見込まれる組織であること。

(10) 国産粗飼料の生産を主たる事業として営む法人(原則として、直近3年以上の活動実績があるものに限る。)

(11) その他地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)が特に必要と認める団体。

(12) 協議会(次の①から③までの全ての要件に適合している場合に限る。)

① 飼料生産組織、農業関係機関、利用農家等の本取組に参加する関係組織等により協議会が構成されていること。

② 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約(以下「協議会規約」という。)が定められていること。

③ 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 事業実施主体は、飼料生産組織の機能高度化の推進を図るために、都道府県、市町村、農協等の関係機関と協力して地域における飼料生産体制の構築に努めるものとする。

第4 事業実施手続

1 事業実施主体は、実施要綱第4の1の事業実施計画を別紙様式第1-1号及び別紙

様式第1-2号により作成し、事業実施主体の所在地を管轄する地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。

2 地方農政局長は、1に定めるところにより提出された事業実施計画の記載内容を審査の上、審査結果を助成対象者に別紙様式第2号の事業実施計画の承認（不承認）通知書により通知するものとする。

3 本事業は、事業実施計画が承認された月から行われる取組について、助成対象とする。

4 実施要綱第4の2の生産局長が定める事業実施計画の重要な変更は、次の（1）から（4）までに掲げる変更とし、事業実施主体は、重要な変更を行おうとする場合には、別紙様式第3号の事業実施計画変更承認申請書を作成し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。

（1）本事業の中止又は廃止

（2）事業実施主体の変更

（3）総事業費の30%を超える増額及び国庫補助金の増額

（4）総事業費及び国庫補助金の30%を超える減額

第5 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、事業完了後速やかに、実施要綱第6の事業実施状況の報告を別紙様式第4号の事業実施状況報告書により地方農政局長に対して提出するものとする。ただし、国産飼料増産対策費補助金等交付要綱（平成17年4月1日付け16生畜第4389号農林水産事務次官依命通知）第15の1の実績報告書の提出をした場合は、これをもって、事業実施状況の報告に代えることができるものとする。

2 地方農政局長は、必要に応じて関係機関の協力を得て、1に定めるところにより提出された事業実施状況報告書の記載内容等の確認を行うものとする。

第6 目標達成状況の報告等

1 事業実施主体は、事業実施年度から「高度化プログラム」の目標年度までの取組の実績について、各年度の翌年度の7月末日までに、「高度化プログラム」の3の「実績・評価」に記載の上、地方農政局長に提出するものとする。

2 地方農政局長は、1に定めるところにより提出された「実績・評価」を確認し、目標が達成されていない又は達成する見込がないと判断した場合には、事業実施主体に対し、改善計画を提出させる等、適正な措置をとるものとする。

別記

飼料生産組織の機能高度化のガイドライン

第1 目的

近年、輸入飼料の価格が高止まりする中、我が国の畜産経営の安定を図るためには、穀物の国際価格や為替相場に影響を受ける輸入飼料への依存から脱却し、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営を実現させることが重要である。一方、畜産経営の高齢化や規模拡大に伴う労働力不足が進行し、畜産経営が個別に粗飼料の生産を拡大していくことは困難となっており、飼料生産組織に寄せられる期待はますます高くなっている。

このような期待に応えるため、飼料生産組織は、これまでの「畜産経営から自給粗飼料の生産作業の一部を受託する組織」から、飼料生産の担い手として「地域の国産粗飼料生産を主体的に担う組織」として地域全体の飼料生産構造を抜本的に改革していくための機能の高度化を図る必要がある。

本ガイドラインは、「飼料生産組織の機能高度化」の具体的な推進方向を示すものであり、各地域の飼料生産組織が、その趣旨に沿った取組を実践することにより、地域の飼料生産基盤の潜在能力を最大限に発揮し、高収量・高品質・低コストな国産粗飼料の生産・利用を拡大し、畜産経営の安定に資することを目的とする。

第2 定義

本ガイドラインで用いる用語は、次により定義するものとする。

1 飼料生産組織

(1) コントラクター

畜産経営に代わり、粗飼料の生産にかかる作業を行う組織

(2) TMRセンター

草や青刈りとうもろこしなどの粗飼料と、とうもろこしなどの濃厚飼料等をバランス良く配合したTMR等の混合飼料を製造し、畜産経営に供給する組織

2 粗飼料

(1) 自給粗飼料

国内で生産された牧草等の粗飼料のうち、自らが飼養する家畜に給与する目的で生産された粗飼料

(2) 国産流通粗飼料

国内で生産された牧草等の粗飼料のうち、他の畜産経営が使用する家畜に給与する目的で生産された粗飼料

(3) 輸入粗飼料

海外から輸入された粗飼料

第3 機能高度化のための取組の方針

1 飼料生産作業の集積による飼料生産機能の高度化

《現状・課題》

現在、飼料生産組織が畜産経営者から飼料生産作業を受託する際には、作付けから収穫までにかかる飼料生産作業のうち一部のみ（永年牧草の1番牧草の収穫や、青刈りとうもろこしの収穫等）を、個別に受託する形態が主である。

このような受託形態は、畜産経営の自給粗飼料の生産に係る労働負担の軽減には有効であるが、その一方、畜産経営側では農作業機械の維持費が負担となるほか、飼料生産組織側では作業導線の複雑化による作業効率の低下や受託面積の制限を招いている。

《対応の方向》

自給飼料の生産機能の高度化を図るため、可能な限り粗飼料生産に係る一連の作業を飼料生産組織に集積し、計画的かつ効率的な作業を遂行できる体制の構築に努めるものとする。さらに、ほ場の集積による一筆当たり面積の拡大や収穫時期の分散（早晚性の異なる品種の作付等）による受託可能量（面積）の拡大を図り、生産コストの削減に努めるものとする。

2 自給粗飼料の生産が困難な地域への飼料供給機能の高度化

《現状・課題》

土地の利用に制限がある中山間地域など、飼料生産基盤が確保できず、輸入粗飼料に頼らざるを得ない地域がある一方、畜産経営の離農等により、地域の需要量を上回る粗飼料生産が可能な地域も存在する。

このような地域間の需給ギャップを解消するためには、飼料生産基盤の最大限の活用と国産粗飼料の流通体制の構築が必要であるが、個々の畜産経営では労働力不足等により、粗飼料の増産や流通体制の構築は困難な状況となっている。一方、飼料生産組織は、生産した粗飼料を地域の畜産経営以外に供給するために必要な知見やノウハウを十分に有していない。

《対応の方向》

国産粗飼料の供給機能の高度化を図るため、国産粗飼料の増産が可能な地域の飼料生産組織が、地域の飼料生産基盤を最大限活用することで、可能な限り粗飼料を増産させ、自給粗飼料の生産が困難な需要地に供給する取組を推進する。この際、一時的な取組で終わらないよう、供給先との良好な関係の構築に努めるものとする。

3 飼料の粗飼料生産基盤を最大限に発揮させるための草地コンサルタント機能の高度化

《現状・課題》

飼料生産基盤の十分な確保が難しい我が国において、自給粗飼料を確保していくには、限られた飼料生産基盤で、いかにして収量等を確保していくかが課題となっている。また、個々の畜産経営においては、高齢化や規模拡大による労働力不足により、粗飼料生産や草地管理まで手がまわらないのが現状であり、反収や作付面積は減少・停滞傾向にある。

《対応の方向》

地域における飼料生産構造の改善及び高度化を図るため、個々の畜産経営に代わって飼料生産を担う飼料生産組織が、ほ場の状態や収量等を調査・確認し、収量の増や品質向上のための提案等を行う「草地のコンサルタント」としての機能を強化する取組を推進する。

また、コンサルタント活動を行うために必要となる高度な知識を持つ人材の育成・確保に努めるものとする。

4 他の飼料生産組織等との連携による機能の高度化

《現状・課題》

畜産経営の労働力不足が進行する中、畜産経営が飼料生産組織に求める作業（質・量・種類）は年々増加傾向にある。これらの要望に的確に応えるためには、飼料生産組織が作業の質の向上、新たな機械の操作技術の習得等を行う必要があるが、単独の組織で全ての要望に対応するのは限界がある。

《対応の方向》

地域の畜産経営の要望に応えるため、飼料生産組織は、他の飼料生産組織等と連携し、作業機械の操作技術の習得や向上・作業の効率化を図るための研修を行う取組を推進する。

また、地域の複数の飼料生産組織が連携し、それぞれの組織が持つほ場の栽培履歴や病害虫の発生履歴等の情報を共有するシステムを構築し、作業の種類やほ場の位置によって作業の分担を行うこと等により作業の効率化と受託面積の拡大に努めるものとする。

第4 飼料生産機能高度化プログラムの策定

1 計画の策定及び推進

飼料生産組織は、第3で示した方針のほか、地域が抱える課題の解決に向け、組織の機能を高度化するための具体的な計画（以下、「高度化プログラム」という。）を策定する。

なお、「高度化プログラム」の策定にあたっては、飼料生産組織は、畜産経営者のみならず、地域の畜産関係者（農協、普及・指導機関、試験・研究機関、市町村等）と十分に連携・協議するとともに、地域の中長期的な計画と整合の取れた内容とする

ものとする。

2 計画の進捗管理と評価

飼料生産組織は計画の策定後、その計画に沿った取組を着実に実行するとともに、計画の進捗状況について随時把握し、進捗管理を行う。また、進捗状況及び成果については、定期的に地域の関係者と共有し、評価・改善を行うことで確実な推進を図る。

3 取組・成果の普及

本取組により得られた成果については、今後、同様の取組を行おうとする地域のモデルとなるよう、積極的な情報発信を行う。

第5 飼料安全法の遵守

1 飼料製造・販売に関する届出

飼料の製造・販売を行う場合は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下、「飼料安全法」という。）第50条第1項の規定により、飼料製造業者は、製造を開始する2週間前までに、農林水産大臣あての届出を都道府県知事に提出する必要があるため、事業所が所在する都道府県の畜産主務課に確認し、確実に実行する。

2 飼料の安全性の確保

飼料安全法の基準の遵守、有害物質の残留の防止、飼料表示制度の遵守、帳簿の備え付け等を適正に実行し、飼料の安全性を確保する。

第6 その他（留意事項）

計画の策定・実行に当たっては、粗飼料費が低減されるよう、費用対効果を確認しながら、過剰な取組とならないよう留意する。

別表

事業内容	取組内容及び助成対象	助成範囲
1 飼料生産組織機能高度化推進	<p>(1) 取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 会議及び研修会の開催 ② 先進事例等調査 ③ 飼料生産組織機能高度化の推進に必要な取組 <p>(2) 助成対象</p> <p>(1) の取組を行うための必要な経費（交付率：定額）</p>	<p>会場借料、謝金、旅費、資料印刷費、資料作成費、通信運搬費、消耗品費 等</p>
2 飼料生産組織の機能高度化のための取組		
(1) 飼料生産作業の集積による飼料生産機能の高度化	<p>① 取組内容</p> <p>飼料生産作業を飼料生産組織に集積する取組であって、次のア又はイのいずれかの要件を満たす取組であること。</p> <p>ア 一年生牧草等の飼料作物の場合、同一ほ場で播種作業及び収穫作業を新たに行うとともに、当該作物の栽培に関連するその他の作業（堆肥散布、肥料散布、土壌改良剤散布、防除、生育確認、再生草の収穫等）を1つ以上行うこと。</p> <p>イ 多年生牧草等の飼料作物の場合、同一ほ場で2回以上の収穫作業を新たに行うとともに、当該作物の栽培に関連するその他の作業（堆肥散布、肥料散布、土壌改良剤散布、防</p>	

	<p>除、生育確認、3回目の収穫等)を1つ以上行うこと。</p> <p>② 助成対象</p> <p>ア ①の取組を行うために必要な生産資材費のうち、事業実施年度の前年度から増加した分に係る経費(交付率:1/2以内)</p> <p>イ ①の取組を行うために必要な農業機械のレンタル経費(交付率:1/2以内)</p>	<p>(ア) 作業集積した面積の作業に必要なかかり増しの生産資材費(種子費(奨励品種に限る。)、肥料費、土壌改良材費、農薬費、燃料費等)</p> <p>(イ) 飼料作物の生産・調製等作業の集積に必要な作業機械のレンタル経費</p>
<p>(2) 自給飼料生産が困難な地域への飼料供給機能の高度化</p>	<p>① 取組内容</p> <p>国産粗飼料を自給飼料生産が困難な地域へ供給する取組であって、次のア又はイのいずれかの要件を満たす取組であること。なお、本事業における「自給飼料生産が困難な地域」とは、事業実施主体から恒常的に国産粗飼料の供給を受けている畜産経営者以外の畜産経営者とする。</p> <p>ア 事業実施主体がコントラクターの場合にあっては、自ら収穫・調製した国産粗飼料であること。</p> <p>イ 事業実施主体がTMRセンターの場合にあっては、自ら所有するバンカーサイロ等で調製・保管している国産粗飼料であること。</p> <p>② 助成対象</p> <p>ア ①の取組を行うために必要な生産資材費のうち、事業実施年度の前</p>	<p>(ア) 国産粗飼料の流通に係る調製・供給等に必</p>

	<p>年度から増加した分に係る経費（交付率：1／2以内）</p> <p>イ ①の取組を行うために必要な作業機械のレンタル経費（交付率：1／2以内）</p>	<p>要なかかり増しの生産資材費(梱包用資材費、一次保管用資材費、燃料費等)</p> <p>(イ) 国産粗飼料の流通に係る調製・供給等に必要な作業機械のレンタル経費</p>
<p>(3) 地域の粗飼料生産基盤を最大限活用するための草地コンサルタント機能の高度化</p>	<p>① 取組内容</p> <p>地域の粗飼料生産基盤を最大限に活用するため、事業実施主体が直接粗飼料生産に携わることが可能な区域における草地コンサルタント活動のうち、次のア及びイの取組</p> <p>ア 土壌分析、植生調査、飼料成分分析等、飼料作物の生産・調製・供給に関する調査及び飼料生産の改善・指導に関する取組</p> <p>イ 草地コンサルタント活動に要する技術習得のための取組</p> <p>② 助成対象</p> <p>ア ①のアの取組を行うために必要な経費のうち、調査分析及び改善指導に係る経費（交付率：定額）</p> <p>イ ①のイの取組を行うために必要な技能取得研修の受講に要する経費（交付率：定額）</p>	<p>(ア) 旅費、調査分析費、役務費、消耗品費、通信運搬費、材料費等</p> <p>(イ) 旅費、謝金、会場借料、資料印刷費、資料作成費等</p>
<p>(4) 他の飼料生</p>	<p>① 取組内容</p> <p>飼料生産組織が、他の飼料生産組</p>	

<p>産組織との連携による機能の高度化</p>	<p>織、農業協同組合、地域の粗飼料生産を支援する建設業者・輸送業者などの異業種組織等と連携して行う取組のうち、次のア及びイの取組</p> <p>ア 技術伝承研修の受講 オペレーター等の技能向上のための研修の取組</p> <p>イ 連携システムの構築 複数の飼料生産組織が連携することにより飼料生産作業の効率化を図る体制を構築する取組。なお、連携体制構築の範囲は、参加する飼料生産組織が直接粗飼料生産に携わることが可能な区域とする。また、事業実施主体は協議会に限る。</p> <p>② 助成対象</p> <p>ア ①のアの技術伝承研修に必要な経費（交付率：定額）</p> <p>イ ①のイの連携システムを構築するために必要な経費（交付率：1/2以内）</p>	<p>(ア) 旅費、謝金、会場借料、資料印刷費、資料作成費等</p> <p>(イ) 連携システム構築のための器材費（ソフトウェア、通信機器、GIS・GPSシステム等。初期設定に係る経費を含む。）</p>
-------------------------	---	---

別紙様式

国産飼料増産対策事業（飼料生産組織機能高度化）

飼料生産組織機能高度化プログラム

策定年度：平成 _____ 年度

目標年度：平成 _____ 年度

地 域 名： _____ (所在する都道府県・市町村名)

協議会名 又は
飼料生産組織名： _____

1. 事業実施主体概要

(1) 飼料生産組織（協議会代表）

組織の名称：
所在地：
代表者氏名：

※ 別途、組織の概要、事業内容、直近の実績等を添付すること。

(2) 連携する組織等

	名称	業種	取組上の位置付け	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				

2. 機能高度化のための取組の方針

(1) 高度化の取組

メニュー（略称）	取組
① 飼料生産作業の集積による飼料生産機能の強化（作業集積）	
② 自給粗飼料の生産が困難な地域への飼料供給機能の強化（供給機能）	
③ 地域の粗飼料生産基盤を最大限活用するための草地コンサルタント機能の強化（コンサル）	
④ 他の飼料生産組織等との連携による機能の強化（組織連携）	

※ 取り組むメニューについて、取組の欄に○を記入すること。

(2) 目的

①現状及び課題：
②取組の内容：
③期待される効果：

(3) 取組と目標

取組 年度	高度化の取組		①	②
	活動指標			
基準	平成	年度	基準：	基準：
初年度	平成	年度	目標：	目標：
2年度	平成	年度	目標：	目標：
3年度	平成	年度	目標：	目標：

- ※ 「高度化の取組」欄は、略称（〔作業集積〕〔供給機能〕〔コンサル〕〔組織連携〕）を記入すること。
- ※ 〔作業集積〕または〔供給機能〕に取り組む場合は、「目標」欄に事業対象の量を【 】書きで記入すること。
- ※ 〔コンサル〕または〔組織連携〕に取り組む場合は、「基準」欄に〔-〕と記入すること。

※ 取組に応じて列を増やすこと。また、取組開始年度が異なる取組がある場合は、同表を別に作成すること。

(4) 取組毎の行動計画

- ・ 機能高度化推進

年度	年・月	取組内容	連携する組織	備考
初年度	・			
	・			
	・			
	・			
	特記事項			

年度	年・月	取組内容	連携する組織	備考
二年度	・			
	・			
	・			
	・			
	特記事項			

年度	年・月	取組内容	連携する組織	備考
三年度	・			
	・			
	・			
	・			
	特記事項			

②高度化の取組【 】

年度	年・月	取組内容	連携する組織	備考
初 年 度	・			
	・			
	・			
	・			
	特記事項			

年度	年・月	取組内容	連携する組織	備考
二 年 度	・			
	・			
	・			
	・			
	特記事項			

年度	年・月	取組内容	連携する組織	備考
三 年 度	・			
	・			
	・			
	・			
	特記事項			

3. 実績・評価（以下、目標達成状況の報告時に添付）

(1) 取組毎の行動実績

・ 機能高度化推進

年度	年・月	取組内容	連携する組織	備考
年 度	.			
	.			
	.			
	特記事項			

① 高度化の取組【 】

年度	年・月	取組内容	連携する組織	備考
年 度	.			
	.			
	.			
	特記事項			

② 高度化の取組【 】

年度	年・月	取組内容	連携する組織	備考
年 度	.			
	.			
	.			
	特記事項			

【添付資料】

- ・ [研修会] 及び [先進事例調査] に取り組んだ場合は、研修会資料や先進事例調査の概要を添付すること。
- ・ [作業集積] に取り組んだ場合は、面積の種別（所有地、借地、受託）毎の集積面積の概要を添付すること。
- ・ [供給機能] に取り組んだ場合は、供給先の名称、住所、供給総量等の概要を添付すること。

- ・ [コンサル] のうち、技能習得研修（受講）に取り組んだ場合は、研修の概要を添付すること。
- ・ [組織連携] のうち、連携体制の構築に取り組んだ場合は、連携体制の概要を添付すること。
- ・ [組織連携] のうち、技能伝承研修（受講）に取り組んだ場合は、研修の概要を添付すること。

(2) 成果

取組年度	高度化の取組	目標	実績	達成率	備考
初年度					
2年度					
3年度					

(3) 取組の点検・改善

<p>①点検結果</p> <p>②改善方向</p>
--

(4) その他

番 号
平成 年 月 日

平成 年度 国産飼料増産対策事業のうち飼料生産組織機能高度化
実施計画承認申請書

〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては北海道農政事務所長あて、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あて)

平成 年度において、下記のとおり国産飼料増産対策事業のうち飼料生産組織機能高度化を実施したいので、国産飼料増産対策事業実施要領（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4390 号農林水産省生産局長通知）別紙 1 の第 4 の 1 に基づき申請します。

1 事業実施主体

組織名称		印
代表者の 役職及び氏名		
住 所	〒	—
電話番号		
Fax 番号		
メールアドレス		

※別紙様式第 1 - 2 号を添付すること。

※補助金又は交付金の振込口座を確認できる通帳の写し（名義人、口座種別、口座番号、金融機関名、支店名等が判別できるもの）を添付すること。

2 個人情報の取扱いの確認

別紙様式第 1 号別添の「国産飼料増産対策事業の交付に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について

同意する

以下の個人情報の取扱いについて一読いただき、「国産飼料増産対策事業のうち飼料生産組織機能高度化実施計画承認申請書」の「2 個人情報の取扱いの確認」の□の欄にレ印をつけて提出してください。

国産飼料増産対策事業の交付に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、国産飼料増産対策事業の補助金又は交付金を交付するために、本事業の助成対象者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付事務のために利用します。

また、農林水産省は、本事業に係る補助金又は交付金の交付のほか、次の事業等（注 1）に係る補助金又は交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容を申請者の関係する次の機関（注 2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。

このほか、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業等との補助金又は交付金の内容が重複しないよう調整等を行うために、本申請書に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局で必要最小限度内において利用する場合があります。

事業等(注 1)	産地活性化総合対策事業、水田活用の直接支払交付金
関係機関(注 2)	都道府県、市町村、再生協議会

別紙様式第 1 - 2 号

平成 年度 飼料生産組織機能高度化実施計画書

- 1 事業実施主体の名称
- 2 事業実施主体の所在地
- 3 現在の業務概要
- 4 事業の内容
別紙様式（飼料生産機能高度化プログラム）のとおり
- 5 事業実施計画

・事業計画（協議会様式）

飼料生産組織の名称	取組の種類	事業費 (うち国費)	事業費計 (うち国費)	備考
合計				

・事業計画（飼料生産組織様式）

取組の種類	事業内容	費目	員数	事業費 (うち国費)	備考

(注)

- 1 「取組の種類」の欄には実施要綱別表の事業内容の欄に記載されている内容を次の略称で記入すること（以下同じ。）
 - (1) 飼料生産組織機能高度化推進・・・【高度化推進】
 - (2) 機能高度化のための取組
 - ① 飼料生産作業の集積による飼料生産機能の高度化・・・【作業集積】
 - ② 自給飼料生産が困難な地域への飼料供給機能の高度化・・・【飼料供給】
 - ③ 地域の粗飼料生産基盤を最大限活用するための草地コンサルタント機能の高度化・・・【コンサル】
 - ④ 他の飼料生産組織との連携による機能の高度化・・・【組織連携】

2 5の事業実施計画については、事業実施主体が協議会の場合は、「協議会様式」とともに、協議会の構成員である飼料生産組織ごとの取組を「飼料生産組織様式」に取りまとめ、事業実施主体が協議会以外の場合は、「飼料生産組織様式」に取りまとめること。

3 事業実施主体は、次の資料を添付すること。

- (1) 事業実施主体の定款又は規約
- (2) 飼料生産組織機能高度化プログラム
- (3) 事業費の積算が確認できる資料
- (4) その他地方農政局長が必要と認める資料

別紙様式第2号

番 号
平成 年 月 日

〇〇 殿

〇〇農政局長

平成 年度国産飼料増産対策事業のうち飼料生産組織機能高度化実施計画の
承認（不承認）について

平成 年 月 日付け 号をもって承認申請のあった平成 年度国産飼料増産対策
事業のうち飼料生産組織機能高度化実施計画については承認する。（〇〇により不承認
とする。）

- ※ 計画の申請額と承認額が異なる場合は、「承認する。」を「別添のとおり承認する。」
とし、添付資料の様式を参考に承認内容の内訳を添付すること。
不承認の場合は「承認する。」を「〇〇により不承認とする。」とし、不承認の理
由を明記すること。

別紙様式第 3 号

番 号
平成 年 月 日

平成 年度国産飼料増産対策事業のうち飼料生産組織機能高度化実施計画
変更承認申請書

〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては北海道農政事務所長あて、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あて)

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年 月 日付け第 号により計画承認のあつた平成 年度国産飼料増産対策事業のうち飼料生産組織機能高度化実施計画について、下記のとおり変更したいので国産飼料増産対策事業実施要領(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4390 号農林水産省生産局長通知)別紙 1 の第 4 の 4 に基づき申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 変更後の飼料生産組織機能高度化実施計画書：別紙のとおり
(変更する文字、数字を＝で抹消して、その上段に変更後の文字、数字を記入する。)
- 4 その他

別紙様式第 4 号

番 号

平成 年 月 日

平成 年度国産飼料増産対策事業のうち飼料生産組織機能高度化
実施状況報告書

〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては北海道農政事務所長あて、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あて)

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

このことについて、国産飼料増産対策事業実施要領（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4390 号農林水産省生産局長通知）別紙 1 の第 5 の 1 に基づき、下記のとおり報告します。

記

別紙のとおり。
(別紙様式第 1 - 2 号に準ずる。)

別紙 2

高栄養粗飼料増産対策

第 1 取組の内容

1 国産飼料増産対策事業実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4388 号農林水産事務次官依命通知）（以下「実施要綱」という。）別表の区分欄の 2 に定める本事業は、飼料生産組織が次の高栄養粗飼料の生産・利用の拡大を図るための取組を支援するものとする。

（1）高栄養粗飼料とは、次の栄養価の高い良質粗飼料をいう。

① 高エネルギー飼料作物

青刈りとうもろこし、ソルガム（子実型、兼用型、ソルゴー型）及び飼料用さとうきび

② 高タンパク質マメ科牧草

アルファルファ、シロクロバ、アカクロバ及びガレガ

2 実施要綱別表の区分欄の 2 の事業内容の欄に掲げる受託作業の範囲は次のとおりとする。

（1）高エネルギー飼料作物作付け作業

耕起から播種（不耕起播種を含む。）までの作業

（2）高エネルギー飼料作物収穫作業

刈取りから梱包まで又は刈取りから積込みまでの作業。なお、同一ほ場において 1 回の作付け作業により 2 回以上収穫作業を実施する場合は、1 回分の受託作業面積のみを助成対象とするものとする。

（3）高エネルギー飼料作物調製・供給作業

事業採択年度に収穫された高エネルギー飼料作物を原料とした TMR の調製から供給までの作業。

（4）高タンパク質マメ科牧草追播作業

永年牧草地への追播作業。なお、過去 3 年以内に補助事業で追播、改良等が行われた草地は補助対象としない。

第 2 事業の要件

1 高エネルギー飼料作物に係る受託作業については、対象となる作業の受託面積が前年度より 1 ha 以上かつ 5 % 以上拡大していることとする。ただし、受託面積が 8 ha 以上拡大する場合はこの限りでない。また、助成対象面積は、事業実施年度内に実施した対象となる作業の受託面積から、当該作業に係る前年度の受託面積を除いた面積とする。

2 高タンパク質マメ科牧草の追播作業については、受託面積が 1 ha 以上であることとする。

第 3 事業実施主体

1 実施要綱第 2 の 2 の生産局長が別に定める者は、次の（1）から（11）までのいずれかに該当する飼料生産組織とする。

- (1) 農業協同組合及び農業協同組合連合会
 - (2) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
 - (3) 土地改良区
 - (4) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）
 - (5) 農事組合法人以外の農地保有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）
 - (6) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。）
 - (7) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの。
 - (8) 農業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社（以下「持分会社」という。）であって、次の①に加え②又は③の要件に適合するもの。
 - ① 農業を主たる事業として営んでいること。
 - ② 株式会社にあつては、株主の総数が 50 人以下であり公開会社（会社法第 2 条第 5 号に規定する公開会社をいう。）でないこと、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること。
 - ③ 持分会社にあつては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めること。
 - (9) 農業を営む個人が構成員となっている団体であつて、次に掲げる全ての要件に適合し、かつ、3 戸以上の農業者で構成されるもの。
 - ① 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること。
 - ② その規約が次に掲げる事項の全てに該当していること。
 - ア 畜産経営の生産性の向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること。
 - イ 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。
 - ウ 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - エ 共同利用機械等の利用方法が公平を欠くものでないこと。
 - オ 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
 - ③ (4)、(5) 又は (8) に掲げる法人となることが見込まれる組織であること。
 - (10) 国産粗飼料の生産を主たる事業として営む法人（原則として、直近 3 年以上の活動実績があるものに限る。）
 - (11) その他地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局局長をいう。以下同じ。）が特に必要と認める団体。
- 2 飼料生産組織が自ら経営する農地及び草地並びに飼料生産組織（第 3 の 1 の (2)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9) 又は (11) に該当するものに限る。）が利用権の設定を伴う形で当該飼料生産組織の役員又は構成員から貸与を受けた農地及

び草地における作業は、助成対象作業とは見なさない。

- 3 事業実施主体は、高栄養粗飼料の生産拡大を図るために、都道府県、市町村、農協等の関係機関と協力して地域における飼料生産体制の構築に努めるものとする。

第4 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、実施要綱第4の1の事業実施計画を別紙様式第1-1号及び別紙様式第1-2号により作成し、事業実施主体の所在地を管轄する地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。
- 2 地方農政局長は、1に定めるところにより提出された事業実施計画の記載内容を審査の上、審査結果を助成対象者に別紙様式第2号の事業実施計画の承認（不承認）通知書により通知を行うものとする。
- 3 本事業は、事業実施計画が承認された月から行われる取組について、助成対象とする。
- 4 実施要綱第4の2の生産局長が定める事業実施計画の重要な変更は、次の（1）から（4）までに掲げる変更とし、事業実施主体は、重要な変更を行おうとする場合には、別紙様式第3号の事業実施計画変更承認申請書を作成し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。
 - （1）本事業の中止又は廃止
 - （2）事業実施主体の変更
 - （3）総事業費の30%を超える増額及び国庫補助金の増額
 - （4）総事業費及び国庫補助金の30%を超える減額

第5 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業完了後速やかに、実施要綱第6の事業実施状況の報告を別紙様式第4号の事業実施状況報告書により地方農政局長に対して提出するものとする。ただし、国産飼料増産対策費補助金等交付要綱（平成17年4月1日付け16生畜第4389号農林水産事務次官依命通知）第15の1の実績報告書の提出をした場合は、これをもって、事業実施状況の報告に代えることができるものとする。
- 2 地方農政局長は、必要に応じて関係機関の協力を得て、1に定めるところにより提出された事業実施状況報告書の記載内容等の確認を行うものとする。

番 号
平成 年 月 日

平成 年度 国産飼料増産対策事業のうち高栄養粗飼料増産対策
実施計画承認申請書

〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては北海道農政事務所長あて、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あて)

平成 年度において、下記のとおり国産飼料増産対策事業のうち高栄養粗飼料増産対策を実施したいので、国産飼料増産対策事業実施要領(平成17年4月1日付け16生畜第4390号農林水産省生産局長通知)別紙2の第4の1に基づき申請します。

1 事業実施主体

組織名称		①
代表者の 役職及び氏名		
住 所	〒 ー	
電話番号		
Fax 番号		
メールアドレス		

※別紙様式第 1 - 2 号を添付すること。

※交付金の振込口座を確認できる通帳の写し(名義人、口座種別、口座番号、金融機関名、支店名等が判別できるもの)を添付すること。

2 個人情報の取扱いの確認

別紙様式第 1 号別添の「国産飼料増産対策事業の交付に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について

同意する

以下の個人情報の取扱いについて一読いただき、「国産飼料増産対策事業のうち高栄養粗飼料増産対策実施計画承認申請書」の「2 個人情報の取扱いの確認」の□の欄にレ印をつけて提出してください。

国産飼料増産対策事業の交付に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、国産飼料増産対策事業の補助金又は交付金を交付するために、本事業の助成対象者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付事務のために利用します。

また、農林水産省は、本事業に係る補助金又は交付金の交付のほか、次の事業等（注 1）に係る補助金又は交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容を申請者の関係する次の機関（注 2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業等との補助金又は交付金の内容が重複しないよう調整等を行うために、本申請書に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局で必要最小限度内において利用する場合があります。

事業等(注 1)	産地活性化総合対策事業、水田活用の直接支払交付金
関係機関(注 2)	都道府県、市町村、再生協議会

別紙様式第 1 - 2 号

平成 年度 高栄養粗飼料増産対策実施計画書

1 飼料生産組織の名称

2 飼料生産組織の所在地

3 対象作業・面積・金額

(1) 高エネルギー飼料作物

①作物名：

②助成対象面積： ha、交付金額： 円

(2) 高タンパク質マメ科牧草

①作物名：

②助成対象面積： ha、交付金額： 円

受託作業の種類	前年度 (平成○年度)	本年度 (平成○年度)	助成対象面積及び交付金額		
	A 受託面積 (ha)	B 受託面積 (ha)	C=B-A 対象面積 (ha)	D 単価 (円/ha)	C×D 交付金額 (円)
高エネルギー飼料作物 作付け作業	()	()	()		
高エネルギー飼料作物 収穫作業	()	()	()		
高エネルギー飼料作物 調製・供給作業	()	()	()		
計	()	()	()		
高タンパク質マメ科牧草 追播作業		()	()		

注：作業の種類ごとに構成員以外からの受託作業面積は対象面積の欄の下段()に記載すること。

注：事業実施主体の定款又は規約、前年度及び本年度の受託作業面積が確認できる資料を添付すること。

別紙様式第 2 号

番 号
平成 年 月 日

〇〇 殿

〇〇農政局長

平成 年度国産飼料増産対策事業のうち高栄養粗飼料増産対策実施計画の
承認（不承認）について

平成 年 月 日付け 号をもって承認申請のあった平成 年度国産飼料増産対策事
業のうち高栄養粗飼料増産対策実施計画については承認する。（〇〇により不承認とす
る。）

※ 計画の申請額と承認額が異なる場合は、「承認する。」を「別添のとおり承認する。」
とし、添付資料の様式を参考に承認内容の内訳を添付すること。
不承認の場合は「承認する。」を「〇〇により不承認とする。」とし、不承認の理
由を明記すること。

別紙様式第 3 号

番 号
平成 年 月 日

平成 年度国産飼料増産対策事業のうち高栄養粗飼料増産対策実施
計画変更承認申請書

〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては北海道農政事務所長あて、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あて)

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年 月 日付け第 号により計画承認のあつた平成 年度国産飼料増産
対策事業のうち高栄養粗飼料増産対策実施計画について、下記のとおり変更したいので国
産飼料増産対策事業実施要領(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4390 号農林水産省生産局
長通知) 別紙 2 の第 4 の 4 に基づき申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 変更後の高栄養粗飼料増産対策実施計画書：別紙のとおり
(変更する文字、数字を＝で抹消して、その上段に変更後の文字、数字を記入する。)
- 4 その他

別紙様式第 4 号

番 号
平成 年 月 日

平成 年度国産飼料増産対策事業のうち高栄養粗飼料増産対策
実施状況報告書

〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては北海道農政事務所長あて、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あて)

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

このことについて、国産飼料増産対策事業実施要領（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4390 号農林水産省生産局長通知）別紙 2 の第 5 の 1 に基づき、下記のとおり報告します。

記

別紙のとおり。
(別紙様式第 1 - 2 号に準ずる。)

肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型

第 1 事業の内容

国産飼料増産対策事業実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4388 号農林水産事務次官依命通知）（以下「実施要綱」という。）別表の区分欄の 3 に定める本事業の内容は、次のとおりとし、補助対象経費は別表のとおりとする。

1 肉用牛放牧

肉用牛繁殖基盤強化に向け、肉用繁殖雌牛の放牧を活用した地域内一貫体制の構築を図るため、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 放牧利用推進
- (2) 放牧牛（繁殖雌牛）の導入
- (3) 放牧条件整備

2 放牧酪農

乳用牛基盤強化に向け、搾乳牛等の放牧の取組において、乳量や乳成分を維持しつつ、低コスト化を図る放牧酪農の取組による地域内一貫体制の構築を図るため、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 放牧利用推進
- (2) 放牧条件整備

第 2 事業の要件

1 放牧利用推進計画の策定

事業実施主体は、実施要綱第 4 の 1 の事業実施計画を、肉用牛放牧については、別紙様式第 1 号別添 1、放牧酪農については、別紙様式第 1 号別添 2 の放牧利用推進計画（以下「推進計画」という。）により策定し、その目標達成に向け取り組むものとする。

2 推進計画の承認要件

基盤強化に向けた肉用牛繁殖雌牛の放牧や放牧酪農を活用した地域内一貫体制の構築を図るための計画であって、肉用牛放牧にあっては（1）、（3）及び（4）に掲げる要件、放牧酪農にあっては（2）、（3）及び（4）に掲げる要件を満たす計画であること。

(1) ①又は②の要件を満たすこと。

① 新たに放牧に取り組む場合、次のいずれかを満たしていること。

ア 目標年度の放牧頭数が 3 頭以上であること。

イ 放牧の用に供する放牧地の実面積が 50 a 以上であること。ただし、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の地域別農業振興計画が同第 4 の 1 の（2）による認定を受けた場合であって、放牧の用に供する放牧地が同第 3 の 3 の対象地域の場合には、放牧の用に供する放牧地の実面積は 15a 以上とする。

② 放牧を拡大する場合、次のアに加えイ又はウの要件を満たしていること。ただ

し、目標年度の放牧期間が北海道、東北地方及び北陸地方にあっては180日以上、その他の地域にあっては240日以上の場合には、ウの要件を満たすものとする。

ア 推進計画に記載された基準年の実績に比べ、目標年度の放牧頭数がおおむね1割以上増加する計画であること。

イ 推進計画に記載された基準年の実績に比べ、目標年度の放牧面積がおおむね1割以上拡大する計画であること。

ウ 推進計画に記載された基準年の実績に比べ、目標年度の平均放牧期間（放牧に供する牛の年間放牧日数の平均）が1割以上増加する計画であること。

(2) ①又は②の要件を満たすこと

① 北海道で実施する場合にあっては、次の全ての要件を満たしていること。

ア 搾乳牛等（搾乳牛の他に乾乳牛、育成牛、子牛を含む。以下同じ。）の集約放牧（放牧地を小区画で区分した上で、搾乳牛等を短期間ごとに放牧地を移動させながら飼養することで、牧草を効率的に採食させる飼養方法をいう。以下同じ。）が行われていること。

イ 搾乳牛等の集約放牧の用に供する放牧地の実面積が、1頭当たりおおむね20a以上であること。

ウ 搾乳牛等の放牧期間について、地域の標準的な条件等からみて放牧可能な期間を設定していること。

エ 1日の搾乳牛等の放牧の時間がおおむね1日8時間以上となっていること。

② 都府県で実施する場合にあっては、次の全ての要件を満たしていること。

ア 搾乳牛等の放牧が行われていること。

イ 搾乳牛等の放牧の用に供する放牧地の面積が、1頭当たりおおむね10a以上であること。

ウ 搾乳牛等の放牧期間について、地域の標準的な条件等からみて放牧可能な期間を設定していること。

エ 1日の搾乳牛等の集約放牧の時間がおおむね1日4時間以上となっていること。

(3) 事業実施主体は、本事業の実施による効果を周辺地域等へ普及させる取組として、次の①から⑤までに掲げる取組の中から1つ以上を行うこととする。

① 事例発表や意見交換のための会議や現地研修会等の開催

② 取組事例を掲載したパンフレット・マニュアル等の配布

③ ホームページや機関誌等への掲載による取組事例等の周知

④ 放牧地展示器具の設置

⑤ その他地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が認める取組

(4) 事業実施主体は、本事業の実施により、地域内一貫体制の構築を図るため、地域内一貫体制推進会議等の開催により、地域内一貫体制を構築するための実施計画の検討を行うものとする。

3 本事業の実施においては、放牧利用推進の実施を必須として推進計画の策定等を行うものとする。

4 放牧牛（繁殖雌牛）導入

(1) 放牧牛（繁殖雌牛）の導入にあっては、以下の全ての条件を満たすものとする。

① 放牧牛（繁殖雌牛）の導入にあつては、繁殖の用に供する肉専用種又は交雑種の雌牛であること。ただし導入価格については、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

ア 家畜市場から導入する場合には、家畜市場の平均価格と比較して同水準であること。

イ 家畜商を介して購入する場合には、品種・血統・月齢・体重等の条件から、市場価格と比較して同水準であること。

② 放牧牛（繁殖雌牛）の導入の際の推進計画において、以下の全てを満たしている計画であること。

ア 導入する放牧牛（繁殖雌牛）は、3年以上放牧利用すること。

イ 導入する放牧牛（繁殖雌牛）は、地域の標準的な条件等からみて適切な放牧日数となっていること。

ウ 放牧面積に比して適切な導入頭数であると認められること。

③ 導入牛及び本事業対象牛から生産された子牛は、事業実施主体の所有であること。

ただし、放牧実施者への貸付又は管理委託をすることができるものとする。

この場合において、事業実施主体は、導入牛の貸付又は管理委託に係る規程を整備するものとし、かつ、借受者又は管理受託者との間に家畜の管理及び保全を内容とする契約を締結するものとする。

④ 推進計画に基づく放牧期間が終了した後においても、耐用年数期間内は、引き続き放牧を継続するなど、善良な管理をもって、事業目的に沿った利用を行うこと。

⑤ 国及び独立行政法人農畜産業振興機構から、繁殖雌牛の導入、保留、増頭、その他の補助金の交付を受けていないこと。

(2) 事故等による損害賠償等

① 導入した放牧牛（繁殖雌牛）に盗難、失踪、死亡その他重大な事故が生じた場合には、事業実施主体は、遅滞なく、その旨を地方農政局長に報告し、指示を受けるものとする。

② 貸付又は管理委託により放牧を実施する場合には、貸付期間中又は管理委託期間中に対象家畜が事故等にあつた場合の責任の所在、処理方法等について、契約書に規定するか、又は契約の締結時に明確にしておくものとする。

③ 導入家畜の事故についての損害賠償の有無の判断は、通常放牧管理（冬期の舎飼管理を含む。）をその判断基準とするものとする。

④ 事業実施主体は、放牧実施者から損害賠償があつた場合には、当該損害賠償金額のうち交付金に相当する額を地方農政局長へ返還するものとする。

⑤ 事業実施主体は、事故発生後においても、代替牛を導入するなどして推進計画に基づく放牧の取組に努めるものとする。

5 放牧条件整備

放牧地の簡易整備については、次のとおりとする。

(1) 本整備の対象となる放牧地は次のとおりとする。

裸地化、強害雑草の混入又は病虫害の発生の部分の面積が当該放牧地のうち3割以上を占める放牧地とする。

- (2) 土壌分析及び飼料分析については、放牧地として利用が確実に見込まれる場所を対象とする。
- (3) 放牧地の簡易整備により行う土壌分析、飼料分析及び堆肥分析(以下「調査分析」という。)は、公的機関等(公的機関又はこれに準ずると地方農政局長が認める機関をいう。)により実施されるものであること。ただし、既に公的機関等が分析した結果を有している場合には、その分析結果を用いることができる。
- (4) 放牧地の簡易整備は、調査分析に基づく適正な土壌改良資材及び肥料の投入、耕起、砕土、整地、除草、優良品種の導入等により行うものとする。
- (5) 本事業で利用する牧草等の優良品種の種子は、原則として飼料作物優良品種種子利用促進要領(昭和50年4月21日付け50畜B第233号農林水産省畜産局長通知)第1の1に基づき都道府県知事が指定する奨励品種であって、品質の証明を受けたもの(以下「奨励品種」という。)とする。ただし、奨励品種を利用しない場合には、都道府県試験場等の公的機関が奨励品種と同等の品種であると証明した品種の種子とする。
- (6) 本事業で利用する農薬剤は、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条第3項に基づき農薬の登録がなされているものであること。

第3 事業実施主体

実施要綱第2の「生産局長が別に定める農業協同組合又は農業者団体等」とは、次の(1)から(5)までのいずれかに該当するものであること。ただし、農業者の組織する団体の場合は、農業者(放牧酪農の場合には酪農家)が3戸以上で構成されるものとする。

- (1) 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- (2) 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)
- (3) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体はその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの。
- (4) 協議会(次の①から③までの全ての要件に適合している場合に限る。)
 - ① 繁殖農家、肥育農家、農業関係機関(都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等)等の本取組に参加する関係組織等により協議会が構成されていること。
 - ② 事業の事務手続を適性かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約(以下「協議会規約」という。)が定められていること。
 - ③ 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (5) その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。)

第4 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、推進計画を事業実施主体が所在する都道府県を管轄する地方農政局長に提出するものとする。
- 2 1に当たって、事業実施主体が所在する都道府県担当者の推進計画に対する意見書を添付するものとする。
- 3 地方農政局長は、1に定めるところにより提出された推計計画の記載内容を審査の上、審査結果を助成対象者に別紙様式第2号の推進計画の承認（不承認）通知書により通知を行うものとする。
- 4 なお、本事業については、実施計画が承認された月から行われる取組について、交付の対象とする。
- 5 実施要綱第4の2の生産局長が定める事業実施計画の重要な変更は、次の（1）から（4）までに掲げる変更とし、事業実施主体は、重要な変更を行おうとする場合には、別紙様式第3号の事業実施計画変更承認申請書を作成し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。
 - （1）事業の中止又は廃止
 - （2）事業実施主体の変更
 - （3）総事業費の30%を超える増及び国庫補助金の増
 - （4）総事業費及び国庫補助金の30%を超える減
 - （5）推進計画における目標年度の目標値の増減

第5 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業完了後速やかに、実施要綱第6の事業実施状況の報告を、別紙様式第4号の国産飼料増産対策事業実施状況報告書（以下「実施状況報告書」という。）により地方農政局長に対して提出するものとする。ただし、国産飼料増産対策費補助金等交付要綱（平成17年4月1日付け16生畜第4389号農林水産事務次官依命通知）第15の1の実績報告書を提出した場合は、これをもって、実施状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 地方農政局長は、必要に応じて関係機関の協力を得て、1に定めるところにより提出された事業実施状況報告書の記載内容等の確認を行うものとする。

第6 目標達成状況の報告等

- 1 事業実施主体は、推進計画の目標年度の翌年度の7月末までに、肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型目標達成状況報告書を、肉用牛放牧にあつては別紙様式第5号-1により、放牧酪農にあつては別紙様式第5-2により作成し、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 報告を受けた地方農政局長は、推進計画に掲げられた目標が達成されていない場合又は達成する見込みがないと判断した場合には、事業実施主体に対し改善計画を提出させる等適切な措置をとるものとする。

第7 事業の優先採択等

本事業実施により、新たに肉用牛放牧又は放牧酪農に取り組む事業実施主体に対し、優先配分を行うものとし、農林水産省生産局畜産部飼料課長が別に定める方法により配分を行う。

別表

補助対象経費及び補助率について

区 分	補助対象基準	補助率
1 肉用牛放牧 (1) 放牧利用推進	1 放牧技術の習得等に必要な推進対策 先進地視察、放牧技術者の育成及び研修会の開催、専門家による現地指導等の経費 2 放牧普及啓発等に必要な推進対策 現地研修会、パンフレット・マニュアルの配布等の経費 3 地域内一貫体制の構築に必要な推進対策 地域内一貫体制構築のための会議、マッチング情報提供等の経費 4 理解醸成等に必要な推進対策 地域住民を対象とした放牧に対する理解醸成のための研修会・説明会等の開催、地域住民との放牧に係るふれあいイベントの開催及び普及啓発資料の作成等の経費 5 放牧実施に必要な推進対策 放牧の実施に必要となる牛の馴致費用、運搬費用、薬剤費用、検査費用、保険費用及び放牧地再生に必要な機械リース費用等の経費 6 その他放牧の推進に必要な経費	定額
(2) 放牧牛（繁殖雌牛）導入	放牧牛（繁殖雌牛）の購入費及び導入経費（市場手数料、運搬経費等）	1／2以内 （ただし、家畜を導入する場合の1頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については、27.5万円、繁殖の用に供する雌牛については、17.5万円とする。）
(3) 放牧条件整備	1 隔障物等の整備 電気牧柵一式、給水設備（水源からの引き込み施設を含む）、移動式スタンション等 2 放牧衛生費	1／2以内 （ただし、放牧地の簡易整備に要す

	<p>アブ誘引設備(アブトラップ)等、放牧衛生対策に必要な家畜衛生に係る費用</p> <p>3 簡易整備資材費 簡易牛舎用の資材購入等に係る費用</p> <p>4 放牧地の簡易整備 土壌分析、飼料分析、堆肥分析、土壌改良資材、種子、肥料、農薬等</p> <p>5 その他放牧に必要な簡易施設の整備費</p>	<p>る補助額の上限は、10a当たり1.0万円とする。)</p>
<p>2 放牧酪農 (1) 放牧利用推進</p>	<p>1 放牧技術の習得等に必要な推進対策 先進地視察、放牧技術者の育成及び研修会の開催、専門家による現地指導等の経費</p> <p>2 放牧普及啓発等に必要な推進対策 現地研修会、パンフレット・マニュアルの配布等の経費</p> <p>3 地域内一貫体制の構築に必要な推進対策 地域内一貫体制構築のための会議、マッチング情報提供等の経費</p> <p>4 理解醸成等に必要な推進対策 地域住民を対象にした放牧に対する理解醸成のための研修会・説明会等の開催、地域住民との放牧に係るふれあいイベントの開催及び普及啓発資料の作成等の経費</p> <p>5 放牧実施に必要な推進対策 放牧の実施に必要なとなる牛の馴致費用、運搬費用、薬剤費用、検査費用、保険費用及び放牧地再生に必要な機械リース費用等の経費</p> <p>6 その他放牧の推進に必要な経費</p>	<p>定額</p>
<p>(2) 放牧条件整備</p>	<p>1 隔障物等の整備 電気牧柵一式、給水設備(水源からの引き込み施設を含む。)、移動式スタンション等</p> <p>2 放牧衛生費 アブ誘引設備(アブトラップ)等、放牧衛生対策に必要な家畜衛生に係る費用</p> <p>3 簡易整備資材費 簡易牛舎用の資材購入等に係る費用</p> <p>4 放牧地の簡易整備 土壌分析、飼料分析、堆肥分析、土壌改良資材、種子、肥料、農薬等</p> <p>5 その他放牧に必要な簡易施設の整備費</p>	<p>1/2以内 (ただし、放牧地の簡易整備に要する補助額の上限は、10a当たり1.0万円とする。)</p>

別紙様式第 1 号

平成 年 月 日

平成 年度 国産飼料増産対策事業のうち肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型実施計画承認申請書

〇〇農政局長 殿

平成 年度において、下記のとおり国産飼料増産対策事業を実施したいので、国産飼料増産対策事業実施要領(平成17年4月1日付け16生畜第4390号農林水産省生産局長通知)別紙3の第4の1に基づき申請します。

1 事業実施主体

フリガナ		申請印
氏名又は法人、組織名		
フリガナ		
代表者氏名 (法人、組織のみ)		
住所	(〒 -)	
電話		
FAX		
メールアドレス		

2 助成事業参加申請

事業名	計画書	申請	備考
1 肉用牛放牧	別紙様式第 1 号別添 1		
2 放牧酪農	別紙様式第 1 号別添 2		

※ 助成を希望する事業の申請欄に○を記入し、計画書を添付すること。

3 個人情報の取扱いの確認

別紙様式第 1 号—参考の「国産飼料増産対策事業の補助金の交付に係る個人情報の取扱いについて」に記載された内容について

同意する

(注) 別添として、交付金等振込口座申請書が分かる書類を添付のこと。

以下の個人情報の取扱いについて一読いただき、「国産飼料増産対策事業のうち肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型実施計画承認申請書」の「2 個人情報の取扱いの確認」の□の欄にレ印をつけて提出してください。

国産飼料増産対策事業の交付に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、国産飼料増産対策事業の補助金又は交付金を交付するために、本事業の助成対象者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付事務のために利用します。

また、農林水産省は、本事業に係る補助金又は交付金の交付のほか、次の事業等（注 1）に係る補助金又は交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容を申請者の関係する次の機関（注 2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。

このほか、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業等との補助金又は交付金の内容が重複しないよう調整等を行うために、本申請書に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局で必要最小限度内において利用する場合があります。

事業等(注 1)	産地活性化総合対策事業、水田活用の直接支払交付金
関係機関(注 2)	都道府県、市町村、再生協議会

別紙様式第 1 号

別添 1 肉用牛放牧

放牧利用推進計画(平成 年度)

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

2 地域内における現状と課題

地区の名称	
現 状	
課 題	

3 事業実施主体における放牧の実施状況と目標

	基準年 (平成 年)	1 年目 (平成 年)	2 年目 (平成 年)	3 年目 (平成 年)	目標年 (平成 年)
放牧面積					
うち荒廃農地					
放牧戸数					
うち新規取組者					
放牧頭数					
放牧期間					

注：荒廃農地は、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号農村振興局長通）7 の①の A 分類（再生利用が可能な荒廃農地）に該当する農地を記載する。

4 放牧の取組内容の地域への波及方法

	具体的な波及方法
平成 年度	
平成 年度	
平成 年度	
(目標) 平成 年度	

※ 事業実施主体は放牧の取組内容を地域に波及させる計画となっていること。

5 取組効果を周辺地域等へ普及させる取組

- (1) 事例発表や意見交換のための会議や現地研修会等の開催 ()
- (2) 取組事例等を掲載したパンフレット・マニュアル等の配布 ()
- (3) ホームページや機関誌等への掲載による取組事例等の周知 ()
- (4) 放牧地展示器具の設置 ()
- (5) その他(内容:) ()

注1: (1) から (5) までの1つ以上を選択し、() 内に○を記載すること。

注2: その他の場合には、(内容:) 内に取組内容を記載すること。

6 地域内一貫体制の構築を図るための取組

現 状	(地域における地域内一貫体制の現状について記載する。)
課 題	(地域内一貫体制の構築を図るための実施計画。)

7 事業実施主体における放牧の取組計画

	放牧取組の具体的内容
(1年目) 平成 年度	
(2年目) 平成 年度	
(3年目) 平成 年度	

※ 事業期間内に取り組む放牧の内容を具体的に記載する。

8 事業計画 (千円)

区 分	初年度		2年目		3年目	
	事業内容	事業費 (補助金)	事業内容	事業費 (補助金)	事業内容	事業費 (補助金)
(1)放牧利用推進						
(2)放牧牛(繁殖雌牛)導入						
(3)放牧条件整備						
計						

9 放牧牛(繁殖雌牛)要件確認

番号	繁殖雌牛 導入年	放牧供 用年数	放 牧 開始年	放牧予 定日数	放牧予 定面積	要件 可否

注：導入する放牧牛(繁殖雌牛)毎に要件確認を行う

10 添付書類

- ・事業実施主体規程、会計規程、構成員名簿、繁殖雌牛・簡易施設等に係る諸規定
- ・放牧実施計画地地図
- ・事業実施主体収支計画

- ・推進体制(フロー図)
- ・都道府県の意見書
- ・その他地方農政局長が必要と認める資料

(注1) 農林水産省生産局長が別に定める公募要領による応募申請書の提出時に添付した書類に変更がないものについては、添付書類を省略することができる。

(注2) 事業実施機期間が複数年の事業の2年度目以降の事業実施主体にあつては、従前に添付した書類に変更がないものについては、添付書類を省略することができる。

別紙様式第 1 号

別添 2 放牧酪農

放牧利用推進計画(平成 年度)

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

2 地域内における現状と課題

地区の名称	
現 状	
課 題	

3 事業実施主体における放牧の実施状況と目標

	基準年 (平成 年)	1 年目 (平成 年)	2 年目 (平成 年)	3 年目 (平成 年)	目標年 (平成 年)
飼養頭数					
うち放牧頭数					
搾乳牛					
育成牛					
その他					
放牧期間					
1 日の放牧時間					

4 放牧の取組内容の地域への波及方法

	具体的な波及方法
平成 年度	
平成 年度	
平成 年度	
(目標) 平成 年度	

※ 事業実施主体は放牧の取組内容を地域に波及させる計画となっていること。

5 取組効果を周辺地域等へ普及させる取組

- (1) 事例発表や意見交換のための会議や現地研修会等の開催 ()
- (2) 取組事例等を掲載したパンフレット・マニュアル等の配布 ()
- (3) ホームページや機関誌等への掲載による取組事例等の周知 ()
- (4) 放牧地展示器具の設置 ()
- (5) その他(内容:) ()

注1: (1) から (5) までの1つ以上を選択し、() 内に○を記載すること。

注2: その他の場合には、(内容:) 内に取組内容を記載すること。

6 地域内一貫体制の構築を図るための取組

現 状	(地域における地域内一貫体制の現状について記載する。)
課 題	(地域内一貫体制の構築を図るための実施計画。)

7 事業実施主体における放牧の取組計画

	放牧取組の具体的内容
(1年目) 平成 年度	
(2年目) 平成 年度	
(3年目) 平成 年度	

※ 事業期間内に取り組む放牧の内容を具体的に記載する。

8 事業計画

(千円)

区 分	初年度		2年目		3年目	
	事業内容	事業費 (補助金)	事業内容	事業費 (補助金)	事業内容	事業費 (補助金)
(1)放牧利用推進						
(2)放牧条件整備						
計						

9 添付書類

- ・ 事業実施主体規程、会計規程、構成員名簿、簡易施設等に係る諸規定
- ・ 放牧実施計画地地図
- ・ 事業実施主体収支計画
- ・ 推進体制(フロー図)
- ・ 都道府県の意見書
- ・ その他地方農政局長が必要と認める資料

(注1) 農林水産省生産局長が別に定める公募要領による応募申請書の提出時に添付した書類に変更がないものについては、添付書類を省略することができる。

(注2) 事業実施機期間が複数年の事業の2年度目以降の事業実施主体にあつては、従前に添付した書類に変更がないものについては、添付書類を省略することができる。

別紙様式第2号

番 号
平成 年 月

日

〇〇殿

〇〇農政局長

平成 年度国産飼料増産対策事業のうち肉用牛・酪農基盤強化対策
のうち放牧活用型実施計画の承認（不承認）について

平成 年 月 日付け〇〇号をもって承認申請のあった平成 年度国産飼料増産対策
事業実施計画については承認する。（〇〇により不承認とする。）

- ※ 計画の申請額と承認額が異なる場合は、「承認する。」を「別添のとおり承認する。」
とし、添付資料の様式を参考に承認内容の内訳を添付すること。
不承認の場合は「承認する。」を「〇〇により不承認とする。」とし、不承認の理
由を明記すること。

別紙様式第3号

番 号
平成 年 月 日

平成 年度国産飼料増産対策事業のうち肉用牛・酪農基盤強化対策
のうち放牧活用型実施計画変更承認申請

〇〇農政局長 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け第 号により計画承認のあった平成 年度国産飼料増産対策事業実施計画について、下記のとおり変更したいので国産飼料増産対策事業実施要領(平成17年4月1日付け16生畜第4390号農林水産省生産局長通知)別紙3の第4の4に基づき申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 変更後の国産飼料増産対策事業実施計画書：別紙のとおり
(変更する文字、数字を＝で抹消して、その上段に変更後の文字、数字を記入する。)
- 4 その他

別紙様式第4号

平成 年 月 日

平成 年度国産飼料増産対策事業のうち肉用牛・酪農基盤強化対策
のうち放牧活用型実施状況報告書

〇〇農政局長 殿

所在地
事業実施主体名
代表者の氏名 印

このことについて、国産飼料増産対策事業実施要領（平成17年4月1日付け16生畜第4390号農林水産省生産局長通知）別紙3の第5の1に基づき、下記のとおり報告します。

記

別紙のとおり。
（別紙様式第1号に準ずる。）

別紙様式第5号-1 (肉用牛放牧)

平成 年度放牧利用推進計画目標達成状況報告書

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	
地区名	

2 放牧の取組状況と実績

(1) 年度別の取組状況

	取 組 状 況
(1年目) 平成 年度	
(2年目) 平成 年度	
(3年目) 平成 年度	

注：放牧の取組計画(放牧利用推進計画の7)に対応する取組状況を記載する。

(2) 放牧の取組実績

	基準年 (平成 年)	1年目 (平成 年)	2年目 (平成 年)	3年目 (平成 年)	目標年 (平成 年)	備 考
放牧面積						
うち 荒廃農地						
放牧戸数						
うち新規取組者						
放牧頭数						
放牧期間						

3 放牧の取組内容の地域への波及方法

	取 組 状 況
平成 年度	
平成 年度	
平成 年度	
(目標) 平成 年度	

4 地域内一貫体制構築のための取組内容

	取 組 状 況
平成 年度	
平成 年度	
平成 年度	
(目標) 平成 年度	

5 事業実績

(千円)

区 分	初年度		2年目		3年目	
	事業 内容	事業費 (補助金)	事業 内容	事業費 (補助金)	事業 内容	事業費 (補助金)
(1)放牧利用推進						
(2)放牧牛（繁殖雌 牛）導入						
(3)放牧条件整備						
計						

6 推進計画の目標と達成状況

目標年度	平成 年度
目 標 (推進計画)	
実 績	
達成状況に関 する自己評価	

注1：目標の欄は、推進計画に記載した目標の内容を記載する。

注2：実績の欄は、目標に該当する実績について記載する。

注3：達成状況に関する自己評価については、達成／未達にかかわらず、主観的観点から、自ら設定した目標に対する達成状況についての評価を記載する。

別紙様式第5号-2 (放牧酪農)

平成 年度放牧利用推進計画目標達成状況報告書

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	
地区名	

2 放牧の取組状況と実績

(1) 年度別の取組状況

	取 組 状 況
(1年目) 平成 年度	
(2年目) 平成 年度	
(3年目) 平成 年度	

注：放牧の取組計画(放牧利用推進計画の7)に対応する取組状況を記載する。

(2) 放牧の取組実績

	基準年 (平成 年)	1年目 (平成 年)	2年目 (平成 年)	3年目 (平成 年)	目標年 (平成 年)	備 考
放牧面積						
飼養頭数						
うち放牧頭数						
搾乳牛						
育成牛						
その他						
放牧期間						
1日の放牧時間						

3 放牧の取組内容の地域への波及方法

	取 組 状 況
平成 年度	
平成 年度	
平成 年度	
(目標) 平成 年度	

4 地域内一貫体制構築のための取組内容

	取 組 状 況
平成 年度	
平成 年度	
平成 年度	
(目標) 平成 年度	

5 事業実績

(千円)

区 分	初年度		2年目		3年目	
	事業 内容	事業費 (補助金)	事業 内容	事業費 (補助金)	事業 内容	事業費 (補助金)
(1)放牧利用推進						
(2)放牧条件整備						
計						

6 推進計画の目標と達成状況

目標年度	平成 年度
目 標 (推進計画)	
実 績	
達成状況に関する自己評価	

注1：目標の欄は、推進計画に記載した目標の内容を記載する。

注2：実績の欄は、目標に該当する実績について記載する。

注3：達成状況に関する自己評価については、達成／未達にかかわらず、主観的観点から、自ら設定した目標に対する達成状況についての評価を記載する。

別紙 4

国産濃厚飼料生産利用推進（生産・利用体制構築）

第1 事業の内容

国産飼料増産対策事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生畜第4388号農林水産事務次官依命通知）（以下「実施要綱」という。）別表の区分欄の4に定める本事業の内容は、次のとおりとし、補助対象経費は別表のとおりとする。

子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料の生産・利用体制の構築を図るため、次に掲げる取組を行うものとする。

- 1 国産濃厚飼料生産利用推進
- 2 国産濃厚飼料生産利用技術実践

第2 定義

この要領において「国産濃厚飼料」とは、飼料用として利用する目的で栽培したとうもろこし、大豆及び大麦の子実部分をいうものとする。ただし、とうもろこしにあっては雌穂の芯及び穂皮、大豆にあってはさやを含むものも対象とする。

第3 事業の要件

1 事業推進体制の構築

事業実施主体は、本事業の円滑な推進を図るため、都道府県、市町村、関係団体、国産濃厚飼料利用農家等と連携した推進体制の構築に努めるものとする。

2 国産濃厚飼料生産利用推進計画の策定

事業実施主体は、実施要綱第4の1の事業実施計画を別紙様式第1号の別紙により国産濃厚飼料生産利用推進計画（以下「生産利用推進計画」という。）を策定し、その目標達成に向け取り組むものとする。

3 生産利用推進計画の承認要件

生産利用推進計画は、国産濃厚飼料の生産・利用体制の構築を図るための計画であって、（1）及び（2）の要件を満たしていること。

（1）作付面積、単収、生産コストに係る目標を設定の上、次のいずれかの要件を満たすこと。なお、新たに国産濃厚飼料の生産に取り組む場合は、目標年度において、北海道においては1ha以上、都府県においては0.5ha以上の作付面積とする計画であること。

- ① 生産利用推進計画に記載された基準年の実績に比べ、目標年度の作付面積が5%以上増加する計画であること。
- ② 生産利用推進計画に記載された基準年の実績に比べ、目標年度の単収が5%以上増加する計画であること。ただし、とうもろこしを生産する場合には、基準年の単収が10a当たり800kg以上1,000kg未満の時は、目標年度の単収が3%以上増加する計画、基準年の単収が10a当たり1,000kg以上の時は、1%以上増加する計画であること。
- ③ 生産利用推進計画に記載された基準年の実績に比べ、目標年度の生産コストが3%以上低減する計画であること。

- ④ 生産利用推進計画に記載された基準年以前の作付けにおける課題解決のため、新たな作付け方法等の実証等を目標年度までに行う計画であること。
- (2) 事業実施主体は、本事業による効果を周辺地域等へ普及させる取組として、次の①から⑤までの取組の中から1つ以上を行うこととする。
- ① 事例発表や意見交換のための会議や現地研修会等の開催
 - ② 取組事例を掲載したパンフレット・マニュアル等の配布
 - ③ ホームページや機関誌等への掲載による取組事例等の周知
 - ④ ほ場展示器具の設置
 - ⑤ その他地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が認める取組
- 4 本事業の実施においては、第1の1の取組の実施を必須とする。
- 5 別表の区分欄の1の補助対象基準欄の5 生産・利用技術体系構築等の実証に当たっては、次の(1)から(4)までのとおりとする。
- (1) 実証に必要な最小限の面積に留めるものとする。
 - (2) 実証により行う土壌分析及び飼料分析（以下「調査分析」という。）は、公的機関等（公的機関又はこれに準ずると地方農政局長が認める機関をいう。）により実施されるものであること。ただし、既に公的機関等が分析した結果を有している場合には、その分析結果を用いることができる。
 - (3) 調査分析については、実証地として利用が確実に見込まれる場所を対象とする。
 - (4) 本事業で利用する農薬剤は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第3項に基づき農薬の登録がなされているものであること。
- 6 別表の区分欄の2の改修・整備にあっては、次の(1)から(7)までのとおりとする。
- (1) 補助対象事業は、実施地区の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、改修・整備の規模については、それぞれ目的に合致するものでなければならない。
また、事業費の積算については、「補助事業の効率的実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。
 - (2) 地方農政局長は、事業実施主体が改修・整備を行った機械・施設が当初の事業実施計画に沿って適性かつ効率的に運用されていないと判断される場合（機械・施設等の利用率、作付け率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合）には、事業実施主体に対し、改善指導を行うものとする。
 - (3) 補助対象となる機械・施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。また、改修の場合には、改修後の耐用年数が5年以上のものとする。
ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、事業実施主体の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。
なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施行及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用となるよう考慮した上で、適切な選定を行うものとする。

- (4) 交付対象となる機械・施設については、既存の機械・施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助対象外とする。
- (5) 本事業により整備する機械・施設の能力及び規模は、事業実施主体内で十分に協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- (6) 施設等の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、既存施設の撤去に要する経費、賃借に要する経費又は補償費は、補助の対象外とする。
- (7) 実施要綱第 5 の助成の対象経費は、本事業による目標の達成に要する経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。

第 4 事業実施主体

実施要綱第 2 の 3 の「生産局長が別に定める農業協同組合又は農業者団体等」とは、次の（1）から（11）までのいずれかに該当するものであること。ただし、農業者の組織する団体の場合は、3 戸以上の農業者により構成されるものに限ることとする。

- (1) 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- (2) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- (3) 土地改良区
- (4) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）
- (5) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）
- (6) 特定農業者団体（農業経営基盤強化法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。）
- (7) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの。
- (8) 農業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社（以下「持分会社」という。）であって、次の①に加え②又は③の要件に適合するものとする。
 - ① 農業を主たる事業として営んでいること。
 - ② 株式会社にあつては、株主の総数が 50 人以下であり公開会社（会社法第 2 条第 5 号に規定する公開会社をいう。）でないこと、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること。
 - ③ 持分会社にあつては、農業を営む個人が業務を執行する社員の過半数を占めていること。
- (9) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人
- (10) 協議会（次の①から③までの全ての要件に適合している場合に限る。）
 - ① 生産農家、利用農家、農業関係機関（都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等）、本取組に参加する関係組織等により協議会が構成され

ていること。

② 事業の事務手続を適性かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約(以下「協議会規約」という。)が定められていること。

③ 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(11) その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。)

第5 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、生産利用推進計画を事業実施主体が所在する都道府県を管轄する地方農政局長に提出するものとする。
- 2 1に当たっては、事業実施主体が所在する都道府県担当者の生産利用推進計画に対する意見書を添付するものとする。
- 3 地方農政局長は、1に定めるところにより提出された生産利用推進計画の記載内容を審査の上、審査結果を助成対象者に別紙様式第2号の生産利用推進計画の承認(不承認)通知書により通知を行うものとする。ただし、農林水産省生産局長が別に定める公募要領により選定された事業実施主体については、実施要綱第4の1の事業実施計画の承認を受けたものとみなす。
- 4 なお、本事業については、生産利用推進計画が承認された月から行われる取組について、交付の対象とする。
- 5 実施要綱第4の2の生産局長が定める事業実施計画の重要な変更は、次の(1)から(4)までに掲げる変更とし、事業実施主体は、重要な変更を行おうとする場合には、別紙様式第3号の事業実施計画変更承認申請書を作成し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。
 - (1) 事業の中止又は廃止
 - (2) 事業実施主体の変更
 - (3) 総事業費の30%を超える増及び国庫補助金の増
 - (4) 総事業費及び国庫補助金の30%を超える減
 - (5) 生産利用推進計画における目標年度の目標値の増減

第6 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業完了後速やかに、実施要綱第6の事業実施状況の報告を、別紙様式第4号の国産飼料増産対策事業実施状況報告書(以下「実施状況報告書」という。)により速やかに地方農政局長に対して提出するものとする。ただし、国産飼料増産対策費補助金等交付要綱(平成17年4月1日付け16生畜第4389号農林水産事務次官依命通知)第15の1の実績報告書を提出した場合は、これをもって、実施状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 地方農政局長は、必要に応じて関係機関の協力を得て、1に定めるところにより提出された事業実施状況報告書の記載内容等の確認を行うものとする。

第7 目標達成状況の報告等

- 1 事業実施主体は、生産利用推進計画の目標年度の翌年度の7月末までに、国産濃厚飼料生産利用推進（生産・利用体制構築）目標達成状況報告書を別紙様式第5号により作成し、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 報告を受けた地方農政局長は、生産利用推進計画に掲げられた目標が達成されていない場合又は達成する見込みがないと判断した場合には、事業実施主体に対し改善計画を提出させる等適切な措置をとるものとする。

第8 事業の優先採択

事業実施主体が定める生産利用推進計画に定める基準年に対し、目標年の増加割合又は低減割合が高いものについて、優先配分を行う。

別表

補助対象経費及び補助率について

区 分	補助対象基準	補助率
1 国産濃厚飼料生産利用推進	1 国産濃厚飼料生産・利用に必要な推進対策 関係者による生産・利用の推進会議等の経費 2 国産濃厚飼料生産・利用技術の習得に必要な推進対策 先進地視察、生産・利用農家の育成、研修会の開催、専門家による現地指導等の経費 3 マッチングの構築に必要な推進対策 生産者・利用者によるマッチング構築のための会議、生産情報提供等の経費 4 国産濃厚飼料生産・利用体制の普及啓発等に必要な推進対策 現地研修会、パンフレット・マニュアルの配布等の経費 5 国産濃厚飼料生産・利用技術体系構築等の実証に必要な推進対策 土壌分析、飼料分析、土壌改良資材、種子、肥料、農薬、国産濃厚飼料生産に必要な機械のレンタル費用等の経費 6 その他国産濃厚飼料生産・利用体制の構築に必要な経費	定額
2 国産濃厚飼料生産利用技術実践	対象施設・機械等については、次のとおり。 1 生産物乾燥調製機の改修・整備等 乾燥機、破砕機、乾燥機又は破砕機の改修（改修にあつては、国産濃厚飼料専用機とする場合に限る。） 2 生産物調製貯蔵施設の改修・整備 生産物調製貯蔵に必要な保管タンク、簡易型サイロ、コンテナ、簡易保管機、貯蔵施設の改修（改修にあつては、国産濃厚飼料専用施設とする場合に限る。）	1 / 2 以内
	3 国産濃厚飼料生産・調製機械の導入	

播種用機械、収穫機械、収穫機械専用アタッチメント、梱包機、梱包格納用機械、積込機、農薬散布機
--

別紙様式第 1 号

平成 年 月 日

平成 30 年度 国産飼料増産対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進
(生産・利用体制推進) 実施計画承認申請書

〇〇農政局長 殿

平成 30 年度において、下記のとおり国産飼料増産対策事業を実施したいので、国産飼料増産対策事業実施要領(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4390 号農林水産省生産局長通知)別紙 4 の第 4 の 1 に基づき申請します。

1 事業実施主体

フリガナ		申請印
氏名又は法人、組織名		
フリガナ		
代表者氏名 (法人、組織のみ)		
住所	(〒 -)	
電話		
FAX		
メールアドレス		

2 別紙の「国産濃厚飼料生産利用推進計画」を添付のこと。

3 個人情報の取扱いの確認

別紙様式第 1 号—参考の「国産飼料増産対策事業の交付に係る個人情報の取扱いについて」に記載された内容について

同意する

(注) 別添として、補助金振込口座申請書が分かる書類を添付のこと。

以下の個人情報の取扱いについて一読いただき、「国産飼料増産対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進（生産・利用体制構築）実施計画承認申請書」の「2 個人情報の取扱いの確認」の□の欄にレ印をつけて提出してください。

国産飼料増産対策事業の交付に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、国産飼料増産対策事業の補助金又は交付金を交付するために、本事業の助成対象者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付事務のために利用します。

また、農林水産省は、本事業に係る補助金又は交付金の交付のほか、次の事業等（注 1）に係る補助金又は交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容を申請者の関係する次の機関（注 2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。

このほか、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業等との補助金又は交付金の内容が重複しないよう調整等を行うために、本申請書に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局で必要最小限度内において利用する場合があります。

事業等(注 1)	産地活性化総合対策事業、水田活用の直接支払交付金
関係機関(注 2)	都道府県、市町村、再生協議会

別紙

国産濃厚飼料生産利用推進計画(平成 年度)

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

2 現在の取組状況と事業目的

取組状況	
事業目的	

3 取組の推進体制

(都道府県、市町村及び関係団体等と連携した事業の推進体制について記載する。)
--

4 国産濃厚飼料生産利用推進の実施状況と目標

	基準年 (平成 年)	1年目 (平成 年)	2年目 (平成 年)	3年目 (平成 年)	4年目 (平成 年)	5年目 (平成 年)	6年目 (平成 年)	目標 (平成 年)
作付面積								
単収								
生産コスト								

5 国産濃厚飼料生産利用技術の実証の取組

課題	(国産濃厚飼料の生産等に係る課題について記載する。)
実証計画	(国産濃厚飼料の生産等に係る課題解決のための実証計画を記載する。)

6 国産濃厚飼料供給先（供給予定先）

供給先農家名	市町村名	供給数量	畜種	販売価格

7 国産濃厚飼料生産利用推進の取組内容の地域への波及方法

	具体的な波及方法
平成 年度	
平成 年度	
平成 年度	
平成 年度	
平成 年度	
平成 年度	
（目標） 平成 年度	

※ 事業実施主体は国産濃厚飼料生産利用推進の取組内容を地域に波及させる計画となっていること。

8 取組効果を周辺地域等へ普及させる取組

- (1) 事例発表や意見交換のための会議や現地研修会等の開催 ()
- (2) 取組事例等を掲載したパンフレット・マニュアル等の配布 ()
- (3) ホームページや機関誌等への掲載による取組事例等の周知 ()
- (4) ほ場展示器具の設置 ()
- (5) その他（内容：) ()

注1：(1) から (5) までの1つ以上を選択し、() 内に○を記載すること。

注2：その他の場合には、(内容：) 内に取組内容を記載すること。

9 事業計画 (千円)

区 分	初年度		2年目		3年目	
	事業内容	事業費 (補助金)	事業内容	事業費 (補助金)	事業内容	事業費 (補助金)
(1) 国産濃厚飼料 生産利用推進						
(2) 国産濃厚飼料 生産利用技術実 践						
計						

10 事業実施計画 (平成 年度)

区 分	事業内容	事業費	負担区分		備 考
			国 庫 補助金	事業実 施主体	
(1) 国産濃厚飼料 生産利用推進					
(2) 国産濃厚飼料 生産利用技術 実践					

※ 本年度の具体的な事業実施計画を記載する。

11 添付書類

- ・ 事業実施主体規程、会計規程、構成員名簿、施設・機械等に係る諸規定
- ・ 耕作地地図
- ・ 事業実施主体収支計画
- ・ 推進体制
- ・ 都道府県の意見書
- ・ その他地方農政局長が必要と認める資料

(注1) 農林水産省生産局長が別に定める公募要領による応募申請書の提出時に添付した書類に変更がないものについては、添付書類を省略することができる。

(注2) 事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の事業実施主体にあつては、従前に添付した書類に変更がないものについては、添付書類を省略することができる。

別紙様式第2号

番 号
平成 年 月 日

〇〇殿

〇〇農政局長

平成 年度国産飼料増産対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進（生産・利用体制構築）実施計画の承認（不承認）について

平成 年 月 日付け〇〇号をもって承認申請のあった平成 年度国産飼料増産対策事業実施計画については承認する。（〇〇により不承認とする。）

- ※ 計画の申請額と承認額が異なる場合は、「承認する。」を「別添のとおり承認する。」とし、添付資料の様式を参考に承認内容の内訳を添付すること。
不承認の場合は「承認する。」を「〇〇により不承認とする。」とし、不承認の理由を明記すること。

別紙様式第 3 号

番 号
平成 年 月 日

平成 年度国産飼料増産対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進
(生産・利用体制構築) 実施計画変更承認申請

〇〇農政局長 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け第 号により計画承認のあった平成 年度国産飼料増産対策事業実施計画について、下記のとおり変更したいので国産飼料増産対策事業実施要領(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4390 号農林水産省生産局長通知)別紙 4 の第 4 の 4 に基づき申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 変更後の国産飼料増産対策事業実施計画書：別紙のとおり
(変更する文字、数字を＝で抹消して、その上段に変更後の文字、数字を記入する。)
- 4 その他

別紙様式第 4 号

平成 年 月 日

平成 年度国産飼料増産対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進
(生産・利用体制構築) 実施状況報告書

〇〇農政局長 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名 印

このことについて、国産飼料増産対策事業実施要領（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4390 号農林水産省生産局長通知）別紙 4 の第 5 の 1 に基づき、下記のとおり報告します。

記

別紙のとおり。
(別紙様式第 1 号に準ずる。)

別紙様式第5号

平成 年度国産濃厚飼料生産利用推進計画目標達成状況報告書

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

2 国産濃厚飼料生産利用推進の取組実績

	基準年 (平成 年)	1年目 (平成 年)	2年目 (平成 年)	3年目 (平成 年)	4年目 (平成 年)	5年目 (平成 年)	6年目 (平成 年)	目標 (平成 年)
作付面積								
単収								
生産コスト								
供給量								

3 国産濃厚飼料生産利用技術の実証の実績

課 題	(国産濃厚飼料の生産等に係る課題について記載する。)
実証計画	(国産濃厚飼料の生産等に係る課題解決のための実証計画を記載する。)

4 国産濃厚飼料生産利用推進の取組内容の地域への波及方法

	具体的な波及方法
平成 年度	
平成 年度	
平成 年度	
平成 年度	
平成 年度	
平成 年度	
(目標) 平成 年度	

5 事業計画 (千円)

区 分	初年度		2年目		3年目	
	事業内容	事業費 (補助金)	事業内容	事業費 (補助金)	事業内容	事業費 (補助金)
(1) 国産濃厚飼料 生産利用推進						
(2) 国産濃厚飼料 生産利用技術実 践						
計						

6 推進計画の目標と達成状況

目標年度	平成 年度
目 標 (推進計画)	
実 績	
達成状況に関する自己評価	

注1：目標の欄は、推進計画に記載した目標の内容を記載する。

注2：実績の欄は、目標に該当する実績について記載する。

注3：達成状況に関する自己評価については、達成／未達にかかわらず、主観的観点から、自ら設定した目標に対する達成状況についての評価を記載する。